

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること		評価方式	総合 (実績) ・事業	番号	I－6－1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	726, 477	756, 455	688, 034		658, 198	
（ 補 正 後 ）	726, 477	738, 974	4, 887, 080			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	726, 477	738, 974				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	479, 353	625, 783				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	247, 124	113, 191				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすることを目標としており、新医薬品・医療機器の審査事務 処理期間（12ヶ月）内の達成率をもって、目標の達成度合いを測定している。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求を行った。 平成22年度予算概算要求額：658百万円 ○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、平成22年度定員要求を行った（定員要求：2名） この他、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目標とし、独立行政法人医薬品医療 機器総合機構（以下「機構」という。）の審査人員を平成19年度から平成21年度の3年間で236名増員することとしてい る。また、医療機器の承認審査についても一層の迅速化が求められており、新医療機器の開発から承認までの期間を平成25年度 までに19ヶ月短縮することを目標とし、機構の審査人員を平成21年度から平成25年度までの5年間で104名に増員するこ ととしている。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること					番号		I－6－1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医薬品承認審査等推進費	医薬品の承認審査等の推進に必要な経費	688,034	658,198				
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						688,034 <〇〇,〇〇〇> の内数	658,198 <〇〇,〇〇〇> の内数				
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数				
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
合計							688,034 の内数	658,198 の内数				

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医薬食品局審査管理課

政策名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること				番号	I-6-1																																	
政策の概要	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供することが、国民の保健衛生の向上に極めて重要であることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が必要な審査業務を迅速に行い、厚生労働大臣が承認を行う。																																						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																						
	（総合的評価） 以下の通り、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供するための施策を、効果的かつ効率的に実施していると評価できる。 （必要性） 医療技術・科学技術等が日進月歩の進歩を遂げている中、海外の医療現場で利用されている医薬品・医療機器が国内では利用できない（いわゆる「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」）といった声もあり、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に国民へ提供していくことが求められている。 こうした中、「ドラッグ・ラグ」及び「デバイス・ラグ」の解消に向け、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月策定、平成20年5月・平成21年2月改定内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づき、承認審査の迅速化・質の向上に関する取組を進めているところである。 （効率性） 新医薬品・医療機器とも、承認審査前に通常行われる企業と機構との間での相談（治験相談等）の拡充に努めており、審査過程において科学的に議論のポイントとなる点を事前に洗い出すなど、治験相談等を通じた承認審査の効率化に努めている。 また、審査担当職員の研修プログラムの充実・強化、各種ガイドラインの作成、審査基準の明確化などを通じて、承認審査を効率的に迅速化していると評価できる。 （有効性） 平成19年度から3年間で機構における新薬審査の審査人員を倍増（236人増員）することとし、医療機器については平成21年度から5年間で104名に増員することとしているところである。平成20年度においては、審査事務処理期間内に処理した割合は、新医薬品については70.1％、新医療機器については75.0％であり、それぞれの目標である80％、90％を達成できなかったが、これは、①機構発足当初の申請分等を重点的に処理したこと、②未承認医療機器の早期導入を目的とした「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」の検討を受けて優先審査品目が増加したことなど国民の医療ニーズに対応したからである。 さらに、新医薬品承認審査の処理件数は平成17年度から平成20年度まで着実に増加している。新医療機器の承認審査の処理件数については平成20年度に減少しているが、平成20年12月に策定した「医療機器の審査迅速化アクションプログラム（平成20年12月 厚生労働省）」により、一層の迅速化を進めることとしている。 （反映の方向性） 今後も当該施策を適切に実施するため、必要な予算の確保に努めるとともに、定員要求を行うこととした。（当該施策は、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすることを目指しており、審査事務処理期間内に処理すること、リスクの低いものについて基準を定めて第三者認証制度等の対象とすること等の施策を実施するために必要と考えられる審査体制の充実・強化（審査要員の拡充等）については、平成22年度においても引き続き行う予定である。）。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																						
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="4">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>有効性・安全性の高い新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内の迅速化</td><td>新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成率</td><td>%</td><td>65.3 (49件中32件) (16年度)</td><td>83.3 (24件中20件)</td><td>59.2 (49件中29件)</td><td>60.3 (73件中44件)</td><td>70.1 (77件中54件)</td><td>70以上 (19年度) 80以上 (20年度)</td><td rowspan="2">機構の中期計画における新医薬品・医療機器の審査事務処理期間の達成目標</td></tr><tr><td>有効性・安全性の高い新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成</td><td>新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成率</td><td>%</td><td>50.0 (8件中4件) (16年度)</td><td>100.0 (5件中5件)</td><td>100.0 (15件中15件)</td><td>82.6 (23件中19件)</td><td>75.0 (16件中12件)</td><td>90以上 (20年度)</td></tr></table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	20年度	有効性・安全性の高い新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内の迅速化	新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成率	%	65.3 (49件中32件) (16年度)	83.3 (24件中20件)	59.2 (49件中29件)	60.3 (73件中44件)	70.1 (77件中54件)	70以上 (19年度) 80以上 (20年度)	機構の中期計画における新医薬品・医療機器の審査事務処理期間の達成目標	有効性・安全性の高い新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成	新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成率	%	50.0 (8件中4件) (16年度)	100.0 (5件中5件)	100.0 (15件中15件)	82.6 (23件中19件)	75.0 (16件中12件)	90以上 (20年度)
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値						目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																											
					17年度	18年度	19年度	20年度																															
有効性・安全性の高い新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内の迅速化	新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成率	%	65.3 (49件中32件) (16年度)	83.3 (24件中20件)	59.2 (49件中29件)	60.3 (73件中44件)	70.1 (77件中54件)	70以上 (19年度) 80以上 (20年度)	機構の中期計画における新医薬品・医療機器の審査事務処理期間の達成目標																														
有効性・安全性の高い新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成	新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内の達成率	%	50.0 (8件中4件) (16年度)	100.0 (5件中5件)	100.0 (15件中15件)	82.6 (23件中19件)	75.0 (16件中12件)	90以上 (20年度)																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																		
	科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について		平成18年12月25日		「このような機構の治験相談や承認審査の遅延を解消するためには、審査手続の透明性・効率性の向上とともに質の高い人員を増やす必要があると考えられる。そのために、機構は人員の拡大（審査人員をおおむね3年間で倍増）、治験着手から新薬承認までの期間短縮や、人材の育成を図るための工程表を示すべきである。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図るべきである。」等																																		
	革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略		平成19年4月26日策定、平成20年5月23日・平成21年2月12日一部改定		「審査人員の拡充・質の向上」																																		
	経済財政改革の基本方針2008		平成20年6月27日		・「医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成20年秋中に策定する」・「「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日）に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う」																																		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		評価方式	総合 実績 ・事業	番号	I-6-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）		2,703,698	3,100,310	2,838,059		
（ 補 正 後 ）		2,686,094				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	2,686,094 <0>				
支出済歳出額（千円）		1,645,890				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	1,040,204 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進することを目指している。 安全対策・品質確保については、健康被害の発生を未然に防止することが重要であり、数値目標の設定になじまないため、目標達成率を設定していない。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求を行った。 平成22年度予算概算要求額：2,838百万円 ○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、平成21年度組織及び定員要求を行った（定員要求：3名）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること				番号	I－6－2		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医薬品安全対策等推進費	医薬品の安全対策等の推進に必要な経費	3,100,310	2,838,059	4,798
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						3,100,310 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	2,838,059 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	4,798
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	〇〇〇,〇〇〇 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計							3,100,310 の内数	2,838,059 の内数	4,798

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること			番号		I－6－2	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）＋（C）－重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
一般用医薬品リスク評価対策事業費	A	1	1,071		△ 1,071	1,071	1,071		政策評価及び事業効果を踏まえ、本事業を平成21年度をもって終了する。
特定医薬品副作用特別解析調査事業費	A	1	3,727		△ 3,727	3,727	3,727		政策評価及び事業効果を踏まえ、本事業を平成21年度をもって終了する。
合計						4,798	4,798		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医薬食品局総務課副作用被害対策室安全対策課、
監視指導・麻薬対策課

政策名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	番号	I－6－2																																																												
政策の概要	医薬品等の品質の確保の徹底を図るため、立入検査、不良品の回収等を行う。また、医薬品等の安全対策を推進するため、ホームページにおいて広く国民、医療関係者等へ情報提供等を行う。																																																														
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																														
	(総合的評価) 必要に応じて不良医薬品の流通防止、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させており、また効率的に当該事務を行う取組も進めていることから、医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進していると評価できるが、年間に収集される副作用報告の件数は3万5千件にのぼり、そうした安全性情報の分析・評価を始めとした安全対策にかかる体制の充実・強化が必要と考えられる。																																																														
	(必要性) 近年、医療技術の進歩等に伴い、生命工学等の様々な科学技術を利用した医薬品、医療機器等が開発され、より効果の強い医薬品や、より精密な医療機器等、市場に流通する製品も多様化、高度化していることから、製造段階や流通段階における医薬品等の品質の確保は以前にも増して重要となってきたところである。そのため、立入検査、不良医薬品の回収等の監視指導により品質確保の徹底を図るとともに、副作用報告等の安全性情報の分析・評価、適切な情報提供等により安全対策を推進している。																																																														
	(効率性) 監視指導業務については自主回収を行った業者に対し重点的に監視指導を行い、また、医薬品等の安全性に係る情報提供については機構のホームページに掲載する等、効果的かつ効率的に医薬品等の品質確保、安全対策を推進していると評価できる。																																																														
	(有効性) 保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等については、薬事法第77条の4の規定等により、その製造販売業者に対して、自主回収等の適切な措置を講じることを義務づけているところであり、平成20年度においては641件の自主回収が行われ、必要に応じて保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品が市場に流通することを防いでいる。 また、医薬品等は、基本的にヒトの身体に何らかの影響を及ぼして疾患の治療等を行うものであるため、予期しない副作用が起きることも避けられない。そこで、収集された副作用報告等の安全性情報を分析・評価し、必要に応じて使用上の注意の改訂を行っているところであり、平成20年度においては144件の医薬品等の使用上の注意の改訂が行われており、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させていると評価できる。																																																														
(反映の方向性) C型肝炎の問題を契機として、医薬品による健康被害の再発防止に向けた安全対策等にかかる体制の充実・強化を含めた医薬品行政の見直しを図るため、見直しを行わず引き続き実施することとした。また、機構・定員要求を検討することとした。																																																															
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																															
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>H18年度</th><th>H19年度</th><th>H20年度</th></tr><tr><td rowspan="3">医薬品等の品質確保の徹底を図ること</td><td>自主回収の件</td><td>件</td><td>－</td><td>675</td><td>650</td><td>672</td><td></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>製造所、薬局等への立入検査</td><td>件</td><td>－</td><td>223,342</td><td>205,816</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td>製造所、薬局等への指導件数</td><td>件</td><td>－</td><td>10,109</td><td>9,407</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">医薬品等の安全対策を推進すること</td><td>医薬品等の使用上の注意の改訂件数</td><td>件</td><td>－</td><td>136</td><td>138</td><td>144</td><td></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>医薬品・医療機器等安全性情報等の普及用資料の配布数</td><td>部</td><td>－</td><td>250,000</td><td>250,000</td><td>201,000</td><td></td></tr><tr><td>医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと</td><td>医薬品副作用被害救済給付の請求件数</td><td>件</td><td>－</td><td>788</td><td>908</td><td>926</td><td></td><td></td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	H18年度	H19年度	H20年度	医薬品等の品質確保の徹底を図ること	自主回収の件	件	－	675	650	672			製造所、薬局等への立入検査	件	－	223,342	205,816	集計中		製造所、薬局等への指導件数	件	－	10,109	9,407	集計中		医薬品等の安全対策を推進すること	医薬品等の使用上の注意の改訂件数	件	－	136	138	144			医薬品・医療機器等安全性情報等の普及用資料の配布数	部	－	250,000	250,000	201,000		医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと	医薬品副作用被害救済給付の請求件数	件	－	788	908	926		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																	
				H18年度	H19年度	H20年度																																																									
医薬品等の品質確保の徹底を図ること	自主回収の件	件	－	675	650	672																																																									
	製造所、薬局等への立入検査	件	－	223,342	205,816	集計中																																																									
	製造所、薬局等への指導件数	件	－	10,109	9,407	集計中																																																									
医薬品等の安全対策を推進すること	医薬品等の使用上の注意の改訂件数	件	－	136	138	144																																																									
	医薬品・医療機器等安全性情報等の普及用資料の配布数	部	－	250,000	250,000	201,000																																																									
医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと	医薬品副作用被害救済給付の請求件数	件	－	788	908	926																																																									

別紙(19-4)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の成立の際の福田内閣総理大臣及び厚生労働大臣の談話	平成20年1月11日	・「今回の事件の反省に立ち、薬害を繰り返してはならないとの決意のもと、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に向けた医薬品行政の見直しに取り組んでまいります。」 ・「今後、有識者による検討会を立ち上げ、医薬品行政の体制のあり方を含め、再発防止に向けた具体策を検討していくこととしております。」
	薬害肝炎全国原告団代表、薬害肝炎全国弁護団代表及び厚生労働大臣の間で交わされた基本合意書	平成20年1月15日	・「国は、さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、薬害のない医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力を行うことを誓う。」
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	・「再発防止に向けた医薬品行政の見直し(中略)を実施してまいります。」

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	医薬品の適正使用を推進すること		評価方式	総合 実績 ・事業	番号	I - 6 - 3
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	309,706	388,585	248,840	320,292		
（ 補 正 後 ）	309,706	381,992				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	309,706 <0>	381,992 <0>				
支出済歳出額（千円）	294,957	300,423				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	14,749 <0>	81,569 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	目標：医薬品の適正使用を推進すること。 測定方法：今年度の実績／前年度の実績					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	※平成21年度は、モニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成19年度に実施した実績評価に基づき記載している。 評価結果を踏まえ、医薬分業、薬剤師の資質の向上、医薬品の適正使用の普及啓発等の各種施策を実施するために継続して予算を要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	医薬品の適正使用を推進すること					番号	I－6－3		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医薬品適正使用推進費	医薬品の適正使用に必要な経費	248,848	320,292	55,930	
	小計						248,848	320,292	55,930	
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
合計						248,848	320,292	55,930		
						の内数	の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		医薬品の適正使用を推進すること				番号	I－6－3		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） (B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
薬剤師実務研修等事業	A	1	15,200		△ 15,200	15,200		15,200	執行状況を踏まえ、当該事業については21年度限りで廃止する。
指導薬剤師実務実習実施講習 会事業	A	1	40,730		△ 40,730	40,730	40,730		政策評価結果（モニタリング結果）を踏まえ、当該事業については延長せずに21年度で終了する。
合計			55,930		△ 55,930	55,930	40,730	15,200	

政策評価調査（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医薬食品局総務課

政策名	医薬品の適正使用を推進すること	番号	I-6-3																																																
政策の概要	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適正に使用することができるようにするため、情報提供や環境整備をすることが必要である。その実効性を確保するため、薬局機能の強化、医薬分業の推進、薬剤師研修の充実、医薬品の適正使用の普及啓発等を行う。																																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 ※平成21年度はモニタリングのみを実施 （総合的評価） 医薬品の適正使用の推進に係る施策については、広報を通じた全国的な啓発等の結果として、医薬分業率の上昇、研修・講習会等への受講者の増加等にみられるように、順調に進展していると評価できる。 （必要性） 医療技術の進歩等に伴い、かつ国民の健康に対する意識や関心が高まる中で、患者が医薬品の特性等を十分に理解し、適正に使用することができるよう、十分な情報提供、服薬指導等が薬剤師に期待されている。 このような現状の下、医薬分業、薬剤師の資質の向上、医薬品の適正使用の普及啓発等の各種施策を実施する必要がある。 （効率性） ①医薬分業については、地域格差が大きく、各地域の医薬分業の進展状況に応じて推進するため、地域の実情を熟知する都道府県を通じて各推進事業を行っている。 ②薬剤師研修については、各事業において専門的な研修・講習会を地域ごとに開催している。 ③適正使用の普及啓発については、医薬品の販売に際し、薬剤師が適切な指導・助言を行うためのツールとして、リーフレット、ポスター等を作成し、活用している。 （有効性） ①地域における医薬分業の進展により、かかりつけ薬局において薬歴が管理されることで、複数診療科受診による重複投薬や相互作用の有無の確認を行うことができるなどの点が期待される。 ②薬剤師研修について、薬学教育6年制課程導入前の4年制課程を卒業した薬剤師の資質の向上を図るため、医療薬学分野、実務実習分野等を習得するための研修を開催する等、高い専門性、技術、知識等が求められる現場において、薬剤師の資質の向上に寄与している。 ③医薬品の適正使用の普及啓発について、広報（新聞・雑誌への掲載など）を通じ、全国的な啓発を行うことで、広く国民に対して普及啓発を行っている。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、原則、現在の取組を続けるが、 1）指導薬剤師実務実習実施講習会事業については、21年度中に指導薬剤師の目標養成人数（10,000人）を上回ることが見込まれるため、21年度限りで終了する予定。 2）4年生卒業薬剤師研修事業については、研修受講者数が例年低調であり、今後も大幅な増加が見込めないことから、21年度限りで終了する予定。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr> <tr> <th>H18年度</th><th>H19年度</th><th>H20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬分業率の上昇</td><td>医薬分業率</td><td>%</td><td>前年度</td><td>55.8</td><td>57.2</td><td>集計中</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>研修・講習会受講者数の増</td><td>研修・講習会等受講者数</td><td>人(延べ)</td><td>前年度</td><td>31,779</td><td>58,817</td><td>67,497</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	H18年度	H19年度	H20年度	医薬分業率の上昇	医薬分業率	%	前年度	55.8	57.2	集計中			研修・講習会受講者数の増	研修・講習会等受講者数	人(延べ)	前年度	31,779	58,817	67,497																				
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																					
				H18年度	H19年度	H20年度																																													
医薬分業率の上昇	医薬分業率	%	前年度	55.8	57.2	集計中																																													
研修・講習会受講者数の増	研修・講習会等受講者数	人(延べ)	前年度	31,779	58,817	67,497																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること		評価方式	総合 実績 ・事業	番号	I-7-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	736,825	727,011	702,588	570,380		
（ 補 正 後 ）	736,825	724,355	702,588			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	736,825 <0>	724,355 <0>				
支出済歳出額（千円）	702,294	713,214				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	34,531 <0>	11,141 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	目標：安定供給に必要な血液量を献血により90%以上確保すること。 測定方法：献血により確保した血液量／安定供給に必要な血液量					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること					番号	I－7－1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	血液製剤対策費	血液製剤対策に必要な経費		600,615	480,710	
	A	2	一般	厚生労働本省	血液製剤対策費	血液製剤対策の推進に必要な経費		101,973	89,670	
	小計						702,588 <〇〇,〇〇〇> の内数	570,380 <〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	〇〇本省	◆◆特別会計へ繰入					
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	〇〇本省	〇〇研究費			< >	< >	
	C	2						< >	< >	
	C	3						< >	< >	
	C	4						< >	< >	
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■運営費			< >	< >	
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■施設整備費			< >	< >	
	D	3						< >	< >	
	D	4						< >	< >	
							の内数	の内数		
合計						702,588 の内数	570,380 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること			番号	I－7－1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
血液供給等事業	A	1	332,177	251,089	△ 81,088				
献血推進基盤整備事業	A	1	266,103	227,315	△ 38,788				
献血者健康被害補償対策推進費	A	1	2,335	2,306	△ 29				
献血構造改革推進費	A	2	68,461	56,644	△ 11,817				
血漿分画製剤製造・供給体制等対策費	A	2	2,055	2,041	△ 14				
血液製剤使用実態調査等事業費	A	2	16,170	16,148	△ 22				
特殊血液調査費	A	2	2,057	1,633	△ 424				
血液対策等推進費	A	2	13,230	13,204	△ 26				
合計			702,588	570,380	△ 132,208				

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月 担当部局名：医薬食品局血液対策課

政策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること			番号	I-7-1																														
政策の概要	安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正使用の推進を図る																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																		
	（総合的評価） 以下の通り、効率性及び有効性の観点から、効果的かつ効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。																																		
	（必要性） 近年、献血者数は減少傾向にあり、将来にわたって血液を安定的に供給していくため、平成17年度より「献血構造改革」として、若年層、集団献血、複数回献血者に重点を置いた活動を展開している。その中でも、特に将来の献血者である若年層の献血者の減少が著しくなっていることから、若年層に重点を置いて幅広く献血に関する情報を伝え、若年層への普及啓発の充実・強化を図りつつ献血の推進に取り組むものである。 また、わが国のアルブミン製剤の使用量はかつて世界生産量の1/3に達し、自国で使用する血液は自国で賄うというWHOの原則との関係において問題となったが、その後医療機関における適正使用の推進により減少傾向が見られたものの、いまだ諸外国に比べ使用量が多い状態が続いている。このため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第9条に基づき定められる基本方針（「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」）において、血液製剤の適正使用における安全性の向上や取組の基本的な方向が明らかにされており、これにより血液製剤の適正使用の一層の推進に取り組むものである。																																		
	（効率性） 献血により、確保した血液量については概ね達成水準の90%を維持しており、また血液製剤使用適正化推進に係る調査研究については全ての都道府県の合同輸血療法委員会を実施するのではなく、自主的に協力を申し出た合同委員会の中で積極的な取組が見られるところに限って委託し、その調査研究結果を全国的に共有することにより、効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給している。																																		
（有効性） 安定供給に必要な献血量を確保することができており、血液製剤についても相当程度国内献血により確保されている。また、以前は大量に使用されていたアルブミン製剤の使用量も着実に減少し、あわせてその自給率も増加しており、安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。																																			
（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																			
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																			
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>安定供給に必要な血液量</td><td>献血により確保した血液量</td><td>%</td><td>90%</td><td>94.0%</td><td>97.8%</td><td>100.2%</td><td>90%</td><td rowspan="2">達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>毎年度</td><td>(184.2万L/196万L)</td><td>(188.7万L/193万L)</td><td>(197.3万L/197万L)</td><td>毎年度</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	安定供給に必要な血液量	献血により確保した血液量	%	90%	94.0%	97.8%	100.2%	90%	達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。				毎年度	(184.2万L/196万L)	(188.7万L/193万L)	(197.3万L/197万L)	毎年度
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																							
				18年度	19年度	20年度																													
安定供給に必要な血液量	献血により確保した血液量	%	90%	94.0%	97.8%	100.2%	90%	達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。																											
			毎年度	(184.2万L/196万L)	(188.7万L/193万L)	(197.3万L/197万L)	毎年度																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																														

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること		評価方式	総合(実績)・事業	番号	I-8-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	805,441	803,102	7,453,185	7,073,815		
（ 補 正 後 ）	4,794,863	8,183,456	7,453,185			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	4,794,863 <0>	8,183,456 <0>				
支出済歳出額（千円）	4,555,149	6,674,305				
翌年度繰越額（千円）		1,493,000				
不用額（千円）	239,714 <0>	16,151 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	目標：希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること 測定方法：供給可能量／需要予測量					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること					番号	I－8－1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	重要医薬品供給確保対策費	重要医薬品の供給確保に必要な経費	7,453,185	7,073,815	
	小計						7,453,185 <〇〇,〇〇〇> の内数	7,073,815 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							の内数	の内数	
合計						7,453,185 の内数	7,073,815 の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること			番号	I－8－1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
重要医薬品供給確保費	A	1	7,412,885	7,033,636	△ 379,249				
ワクチン総合施策推進費	A	1	2,891	2,804	△ 87				
ワクチン等国内需給安定化調査事業費	A	1	10,095	10,061	△ 34				
ワクチン安定供給確保対策費	A	1	13,588	13,588					
新型インフルエンザワクチン品質管理事業費	A	1	13,726	13,726					

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医薬食品局血液対策課

政策名	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	番号	I-8-1
政策の概要	狂犬病などの感染症は、発生の予測ができず、ワクチンについては、製造に長期間を要する反面、有効期間の短いものが多い等の実情にあることから、狂犬病ワクチン等を国が買い上げ、一定量備蓄している。 インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会(※1)による需要予測により、国内需給の安定化を図っている。 プレパンデミックワクチン(※2)については、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、医療従事者や社会機能維持者への緊急的な接種が可能となるよう、ワクチン原液の備蓄を行っている。 ※1 季節性インフルエンザワクチンの需要予測や安定供給に関する事項について学識経験者、医療関係者、ワクチン製造業者等の専門家による検討する場であり、医薬食品局長の諮問機関である。 ※2 トリートメント感染を起こしたウイルス株を用いて製造したワクチン。ウイルス変異に対応するため、専門家の意見を踏まえ最適なウイルス株を選定し製造している。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行う」とともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図る」という施策 目標は達成されており、現在の取組を続けるべきである。 今後の課題としては、特に新型インフルエンザ発生時において、パンデミックワクチンの早期確保が課題としてあげられる。現在の鶏卵培養法(※1)では全国民分のインフルエンザワクチンを生産するには約1年半～2年を要する。このため、細胞培養法(※2)確立のための研究開発を進め、全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮することを 目標とするとともに、製造設備の拡充等鶏卵培養法による供給体制の強化等の推進を図ることによりパンデミックワクチンを早期に確保することが重要である。 ※1 鶏卵内にウイルスを増殖させる生産方法 ※2 細胞バンクでウイルス細胞を培養し、ウイルスを増殖させる生産方法 (必要性) ワクチン・抗毒素は、感染症の予防や治療に用いられる医薬品であるが、病原微生物等を原料とすることから、その製造に当たっては、高度な製造技術と設備を必要とし、製品ができるまで長期間を要する。また、比較的有効期間が短く、しかも感染症の発生・流行は極めて予測しがたいことから、需給調整も極めて困難である。 そこで、緊急治療用として乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、乾燥ガスエソウマ抗毒素及び乾燥ジフテリア抗毒素等について国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応し、安定した供給を確保している。 インフルエンザワクチン需要検討会においては、インフルエンザワクチンの需要予測を行い、需要に見合う量のワクチンを確保するようワクチン製造業者に要請してきた。また、国として流通状況の情報を把握し、都道府県及び関係団体への情報提供体制を整備することにより、円滑な流通を確保している。 新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザが発生した段階で、出現したウイルスを基にパンデミックワクチンを製造することとしているが、パンデミックワクチンの製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能維持者に対し、感染症対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行うこととし、その原液の製造を進めることとしている。 また、パンデミックワクチンの早期確保を図るため、細胞培養法の研究開発を進めるとともに、鶏卵培養法による供給体制強化等を推進することとしている。 【有効性の観点】 プレパンデミックワクチンについては、18年度から毎年度異なるウイルス株ごとにワクチン原液約1000万人分をそれぞれ備蓄しているところであり、医療従事者等に対する接種に必要なワクチンが確保されていると評価できる。 (効率性) プレパンデミックワクチンについては、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき毎年度国家買上げを計画的に行い、一定量を備蓄していることから、効率的であると評価できる。 季節性インフルエンザワクチンについては、需要量の増加を、需給予測に基づく供給量の増加により対応できており、施策目標は達成されていることから、需給調査及び需給予測は効率的であると評価できる。		

	(有効性) ブレバンデミックワクチンについては、18年度から毎年度異なるウイルス株ごとにワクチン原液約1000万人分をそれぞれ備蓄しているところであり、医療従事者等に対する接種に必要なワクチンが確保されていると評価できる。 季節性インフルエンザワクチンについては、需要予測及び流通調査等により需給対策を図っているところであるが、毎年度需要量を満たす供給可能量を確保できていることから、安定供給が確保されていると評価できる。 (反映の方向性) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率 (実績値／達成水準)</th></tr><tr><th></th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr><tr><td>医療従事者に対する接種に用いる ブレバンデミックワクチン原液 約1千万人分に対する備蓄率 (単位:%) (100%/毎年度)</td><td></td><td></td><td>100% 【100%】</td><td>100% 【100%】</td><td>100% 【100%】</td></tr><tr><td>インフルエンザワクチンの需要量に 占める供給量の割合 (単位:%) (100%/毎年度)</td><td>101.2% 【101.2%】</td><td>126.2% 【126.2%】</td><td>134.1% 【134.1%】</td><td>113.0% 【113.0%】</td><td>110.0% 【110.0%】</td></tr></table>					施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率 (実績値／達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	医療従事者に対する接種に用いる ブレバンデミックワクチン原液 約1千万人分に対する備蓄率 (単位:%) (100%/毎年度)			100% 【100%】	100% 【100%】	100% 【100%】	インフルエンザワクチンの需要量に 占める供給量の割合 (単位:%) (100%/毎年度)	101.2% 【101.2%】	126.2% 【126.2%】	134.1% 【134.1%】	113.0% 【113.0%】	110.0% 【110.0%】
	施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率 (実績値／達成水準)																												
		H16	H17	H18	H19	H20																							
医療従事者に対する接種に用いる ブレバンデミックワクチン原液 約1千万人分に対する備蓄率 (単位:%) (100%/毎年度)			100% 【100%】	100% 【100%】	100% 【100%】																								
インフルエンザワクチンの需要量に 占める供給量の割合 (単位:%) (100%/毎年度)	101.2% 【101.2%】	126.2% 【126.2%】	134.1% 【134.1%】	113.0% 【113.0%】	110.0% 【110.0%】																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																										

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I - 9 - 1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	1,197,535	1,803,619	1,667,188	2,221,352		
（ 補 正 後 ）	1,197,535	2,715,619	1,855,473			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,197,535 <0>	2,715,619 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	1,197,535 <0>	2,715,619 <0>				

	番号	会計	組織（勘定）	項	事項	22年度要求額（千円）
	①	一般	厚生労働本省	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	治験推進助成事業費	67,158
	①	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	治験拠点病院活性化事業費	750,000
	①	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	グローバル臨床研究拠点整備事業費	800,000
	①	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	治験活性化対策費	5,357
	①	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	ベンチャー企業支援のための治験等相談事業費	35,605
	①	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	治験適正推進費	6,191
	①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	再生医療実用化研究経費	639,573
	①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	ヒトゲノムテラーマード研究経費	669,579
	①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	創薬総合推進研究経費	763,099
	①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	政策創薬総合研究経費	1,621,043
	①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	創薬バイオマーカー探索研究経費	1,197,586
	①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	医療機器総合研究経費	2,321,966
	①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	医工連携研究推進基盤研究経費	210,000

予算科目
(対応表において●となっ
ているもの)

①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	治験推進研究経費	1,220,859
①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	臨床研究基盤整備推進研究経費	1,656,742
①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	臨床研究推進研究経費	2,994,550
①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	臨床疫学基盤整備研究経費	113,158
①	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	臨床研究支援複合体研究経費	102,900
①	産業投資特別会計		【再掲】産業投資支出	産業投資による委託研究	400,000
①	一般	厚生労働本省	【再掲】独立行政法人医薬基盤研究所運営費	保健医療分野における基礎研究推進事業	6,300,683
①	一般	厚生労働本省	【再掲】独立行政法人医薬基盤研究所運営費	希少疾病用医薬品開発助成金	657,764
①	一般	厚生労働本	医薬品研究開発推進費	産業情報確保対策事業	9,220
①	一般	厚生労働本	医薬品研究開発推進費	医薬品等供給動向調査事業	52,633
①	一般	厚生労働本	医薬品研究開発推進費	医薬品産業振興調査事業	2,177
①	一般	厚生労働本	医薬品研究開発推進費	医療機器産業振興調査事業	2,471
①	一般	厚生労働本	医薬品研究開発推進費	後発医薬品使用促進対策事業	155,649
①	一般	厚生労働本	医薬品研究開発推進費	医薬品流通近代化推進事業	3,622

	①	一般	厚生労働本	医薬品研究開発推進費	医療機器流通改善経費	7,675
	①	一般	厚生労働本	医薬品研究開発推進費	コード表示情報化促進事業	2,229
	小計					1,899,987
予算科目 (対応表において◆となっているもの)	-	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	医薬品研究開発動向等調査費	20,123
	-	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	臨床研究計画届出適合性確認事業費	90,717
	-	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	E S細胞・i P S細胞臨床研究指針対策費	15,896
	-	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	高度医療評価制度対策費	36,825
	-	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	統合医療海外調査事業費	11,990
	-	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	臨床研究登録情報管理事業費	145,814
	小計					321,365
					2,221,352	

達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
政策評価結果を受けて 改善すべき点	
評価結果の予算要求等 への反映状況	

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること				番号	I - 9 - 1		(千円)	
		予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
		整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	治験推進助成事業費	85,985	67,158		
	A	2	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	治験拠点病院活性化事業費	750,000	750,000		
	A	3	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	グローバル臨床研究拠点等整備事業費	400,000	800,000		
	A	4	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	治験活性化対策費	5,341	5,357		
	A	5	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	ベンチャー企業支援のための治験等相談事業費	51,093	35,605		
	A	6	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	治験適正推進費	6,180	6,191		
	A	7	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	再生医療実用化研究経費	539,674	639,573		
	A	8	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	ヒトゲノムテラーマード研究経費	791,155	669,579		
	A	9	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	創薬総合推進研究経費	472,499	763,099		
	A	10	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	政策創薬総合研究経費	1,673,283	1,621,043		
	A	11	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	創薬バイオマーカー探索研究経費	1,020,248	1,197,586		
	A	12	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	医療機器総合研究経費	2,233,457	2,321,966		
	A	13	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	医工連携研究推進基盤研究経費	196,000	210,000		
	A	14	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	治験推進研究経費	1,236,880	1,220,859		
	A	15	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	臨床研究基盤整備推進研究経費	2,070,928	1,656,742		
	A	16	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	臨床研究推進研究経費	2,664,202	2,994,550		
	A	17	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	臨床疫学基盤整備研究経費	111,935	113,158		
	A	18	一般	厚生労働本省	【再掲】厚生労働科学研究費補助金	臨床研究支援複合体研究経費	98,000	102,900		
	A	19	一般	厚生労働本省	【再掲】独立行政法人医薬基盤研究所運営費	保健医療分野における基礎研究推進事業	7,967,116	6,300,683		
	A	20	一般	厚生労働本省	【再掲】独立行政法人医薬基盤研究所運営費	希少疾病用医薬品等開発振興事業	657,764	657,764		
	A	21	産業投資特別会計		【再掲】産業投資特別会計	産業投資による委託研究	800,000	400,000		
	A	22	一般	厚生労働本省	医薬品研究開発振興費	産業情報確保対策費	7,760	9,220		
	A	23	一般	厚生労働本省	医薬品研究開発振興費	医薬品等供給動向調査費	52,632	52,633		

整理番号			会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	による見直し額
A	24	一般		厚生労働本省	医薬品研究開発振興費	医薬品産業振興調査費	2,264	2,177	
A	25	一般		厚生労働本省	医薬品研究開発振興費	医療機器産業振興調査費	2,471	2,471	
A	26	一般		厚生労働本省	医薬品研究開発振興費	後発医薬品使用促進対策費	114,986	155,649	
A	27	一般		厚生労働本省	医薬品研究開発振興費	医薬品流通近代化推進費	3,585	3,622	
A	28	一般		厚生労働本省	医薬品研究開発振興費	医療機器流通改善経費	7,642	7,675	
A	29	一般		厚生労働本省	医薬品研究開発振興費	コード表示情報化推進費	2,229	2,229	
小計							1,492,168	1,899,987	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	医薬品研究開発動向等調査費	19,869	20,123	
	B	2	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	臨床研究計画届出適合性確認事業費	90,567	90,717	
	B	3	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	E S細胞・i P S細胞臨床研究指针对策費	15,852	15,896	
	B	4	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	高度医療評価制度対策費	36,740	36,825	
	B	5	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	統合医療海外調査事業費	11,992	11,990	
	B	6	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	臨床研究登録情報管理事業費		145,814	
小計							175,020	321,365	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
小計							の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
							の内数	の内数	
合計							1,667,188	2,221,352	
							の内数	の内数	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること			番号	I－9－1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
治験推進助成事業費	A	1	85,985	67,158	△ 18,827				
治験拠点病院活性化事業費	A	2	750,000	750,000					
グローバル臨床研究拠点等整備事業費	A	3	400,000	800,000	400,000				
治験活性化対策費	A	4	5,341	5,357	16				
ベンチャー企業支援のための 治験等相談事業費	A	5	51,093	35,605	△ 15,488				
治験適正推進費	A	6	6,180	6,191	11				
再生医療実用化研究経費	A	7	539,674	639,573	99,899				
ヒトゲノムテーラーメイド研究経費	A	8	791,155	669,579	△ 121,576				
創薬総合推進研究経費	A	9	472,499	763,099	290,600				
政策創薬総合研究経費	A	10	1,673,283	1,621,043	△ 52,240				
創薬バイオマーカー探索研究経費	A	11	1,020,248	1,197,586	177,338				
医療機器総合研究経費	A	12	2,233,457	2,321,966	88,509				
医工連携研究推進基盤研究経費	A	13	196,000	210,000	14,000				
治験推進研究経費	A	14	1,236,880	1,220,859	△ 16,021				
臨床研究基盤整備推進研究経費	A	15	2,070,928	1,656,742	△ 414,186				

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
臨床研究推進研究経費	A	16	2,664,202	2,994,550	330,348				
臨床疫学基盤整備研究経費	A	17	111,935	113,158	1,223				
臨床研究支援複合体研究経費	A	18	98,000	102,900	4,900				
保健医療分野における基礎研究推進事業	A	19	7,967,116	6,300,683	△ 1,666,433				
希少疾病用医薬品等開発振興事業	A	20	657,764	657,764					
産業投資による委託研究	A	21	800,000	400,000	△ 400,000				
産業情報確保対策費	A	22	7,760	9,220	1,460				
医薬品等供給動向調査費	A	23	52,632	52,633	1				
医薬品産業振興調査費	A	24	2,264	2,177	△ 87				
医療機器産業振興調査費	A	25	2,471	2,471					
後発医薬品使用促進対策費	A	26	114,986	155,649	40,663				
医薬品流通近代化推進費	A	27	3,585	3,622	37				
医療機器流通改善経費	A	28	7,642	7,675	33				
コード表示情報化推進費	A	29	2,229	2,229					
医薬品研究開発動向等調査費	B	1	19,869	20,123					
臨床研究計画届出適合性確認事業費	B	2	90,567	90,717					
E S細胞・i P S細胞臨床研究指针对策費	B	3	15,852	15,896					
高度医療評価制度対策費	B	4	36,740	36,825					

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B) + (C) - 重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	
統合医療海外調査事業費	B	5	11,992	11,990	△ 2			
臨床研究登録情報管理事業費	B	6		145,814	145,814			
合計			24,200,329	23,090,854				

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局経済課

政策名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	番号	I-9-1
政策の概要	・医薬品、医療機器等の開発を促進するため、基礎研究推進等事業による研究開発費の確保や、医薬品、医療機器の開発に必要な治験を実施する環境を充実させるための治験活性化モデル事業、治験等の臨床研究実施に必要な治験コーディネーター（CRC）の養成といった基盤整備事業を実施している。 ・質の高い医薬品・医療機器を国民に迅速に提供することを目的として、研究開発の支援、治験環境の整備を行うこと等により、医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図る。 ・後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、「平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」ことを目標に積極的に推進することとする。 ・医薬品及び医療機器の流通について、取引慣行改善のための指導等を通じて公正な競争を確保するとともに、医薬品については未妥結及び仮納入の是正を図る。また、医薬品コードの標準化と医療機器サプライチェーン構想の推進を通じて流通の効率化を促す。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 平成14年8月に医薬品産業ビジョン、平成19年8月に新医薬品産業ビジョン、平成15年3月に医療機器産業ビジョン、平成19年3月に新たな治験活性化5カ年計画、平成19年4月に革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略を策定し、毎年それぞれの進捗状況を確認しつつ、着実に治験環境の整備及び医薬品・医療機器の産業振興策を進めた。 また、後発医薬品の使用促進については、本格的に施策を開始してから2年程度しか経過していないため、効果が数値として表れる段階には至っていないところではあるが、平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取りまとめており、今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、施策目標の達成に向け、薬局における後発医薬品取扱いリストの作成や都道府県における後発医薬品安心使用促進協議会の拡充等の取組を進めていく。 医薬品・医療機器の流通改善については、不公正な競争の事案の洗い出しを開始したところであるため、事案数の増減により施策の有効性を判断することはできないものの、厚生労働省が流通改善のための指導等を行うことにより、事業者や団体等における遵法意識が向上し、公正な競争が行われるようになると想定される。妥結率については、大幅な改善が見られたが、薬価調査の信頼性確保のためには、さらに早期妥結を進める必要があり、平成20年度の改善状況を注視することとしている。流通の効率化のためのバーコードの貼付率（医療機器）については、例年上昇しており、標準コード付与とバーコード表示を進める等の取組の効果があったものと判断できる。さらに、平成20年度より医薬品についても、予算化されたことにより、貼付率の調査を実施することとした。 （必要性） 我が国の医薬品・医療機器市場において、外国オリジン（外国で開発された医薬品・医療機器）のシェアが伸び、一方で欧米主要国で既に販売されている医薬品・医療機器の日本への上市（研究開発の段階を完了した薬剤が製品として市場に出回ること）が遅れるという「ドラッグ・ラグ（医薬品発売時間差）」、「デバイス・ラグ（医療機器発売時間差）」の問題が明らかになっている。このような問題を解消し、医療ニーズに対応した安全で質の高い医薬品・医療機器が国民にできるだけ早く合理的な価格で提供されることができるよう、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上等を図り、我が国の市場を国際的に魅力あるものにしていくことが不可欠である。 また、後発医薬品については、先発医薬品と同等であるとして厚生労働大臣が承認したものであるものの、現場の医療関係者等から、その品質、供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘されるなど、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう品質確保や安定供給等に関し、国及び関係者が必要な取組を行う必要がある。 さらに、医薬品・医療機器の流通については、販売における不公正な競争の事案（不当な景品類の提供）や長期にわたる未妥結・仮納入や総価取引等の改善すべき取引慣行が依然として見られ、流通改善策の着実な実施が求められている。 （効率性） 医薬品・医療機器産業に関するビジョンの策定、モデル事業や治験管理室・専門外来の設置等による治験の推進、研究開発に対する支援等の施策を実施するなど、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発の推進等の施策が新医薬品・医療機器の開発促進及び医薬品産業等の振興を図るための総合的な施策である。これらの施策を効率的に実施するためアクションプラン等を策定し進捗状況を適宜確認し、着実な施策の実施を図っていることから効率的な施策であると評価できる。 また、公正な競争の確保のため業界の自主団体である公正取引協議会と連携した取組、コード標準化に向けた業界の代表者を含めた検討会の開催などの取組も進められている。 （有効性） 新医薬品・医療機器の開発の促進及び医薬品産業等の振興のためには、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上、後発医薬品の使用促進、医薬品・医療機器の流通改善等の施策が有効である。また、各指標において、概ね前年度を上回っている。 （反映の方向性） 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】		

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)		H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
1	新医薬品・医療機器の承認取得数 (単位：件)					
	医薬品	16 【66.7%】	21 【131.3%】	25 【119.0%】	36 【144.0%】	32 【88.9%】
	医療機器 (前年度以上／毎年度)	2 【18.2%】	17 【850.0%】	23 【135.3%】	24 【104.3%】	16 【66.4%】
2	医薬品産業実態調査の回答率 (単位：%) (前年度以上／毎年度)	71.0 【100.0%】	72.6 【102.3%】	88.9 【122.5%】	81.4 【91.6%】	集計中
3	医療機器産業実態調査の回答率 (単位：%) (前年度以上／毎年度)	67.9 【100.0%】	68.2 【100.4%】	79.2 【116.1%】	77.1 【97.3%】	集計中
4	後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率)・金額全体に占める割合(率))(単位：%) 数量ベース	16.8 【102.4%】	17.1 【101.8%】	16.9 【98.8%】	18.7 【110.7%】	集計中
	金額ベース (前年度以上／毎年度)	5.2 【100.0%】	5.1 【98.1%】	5.7 【111.8%】	6.6 【115.8%】	集計中
5	医療用医薬品に係る取引価格の妥結率(単位：%) (前年度以上／毎年度)			(医療機関) 7月 46.8 10月 55.4 1月 61.4 (薬局) 7月 39.3 10月 52.9 1月 60.8	(医療機関) 7月 70.5 10月 73.2 調査なし 【 - %】 (薬局) 7月 80.2 10月 86.4 調査なし 【 - %】	(医療機関) 6月 45.9 9月 66.1 3月 96.6 【100.0%】 (薬局) 6月 37.0 9月 76.1 12月 87.4 3月 99.3 【100.0%】
6	バーコード貼付率(単位：%) (前年度以上／毎年度)	(医薬品) — 【 - %】 (医療機器) 50.4 【131.6%】	(医薬品) — 【 - %】 (医療機器) 70.8 【140.5%】	(医薬品) — 【 - %】 (医療機器) 70.2 【99.2%】	(医薬品) — 【 - %】 (医療機器) 79.8 【113.6%】	(医薬品) 70.7 【 - %】 (医療機器) 81.1 【101.6%】
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)			
	経済財政改革の方針2008	平成20年6月27日	医薬品・医療機器産業の革新について、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づく臨床研究・治験環境の整備などの実施に関する記載がある。また、後発医薬品の使用促進についても、「医療介護・サービスの質向上・効果的プログラム」に沿って後発医薬品の使用促進等に関する記載がある。			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		評価方式	実績	番号	I－10－1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）		6,995,805,626	7,786,436,428		8,130,282,098	
（ 補 正 後 ）		7,529,990,972	7,836,176,935			
前年度繰越額（千円）		0				
予備費使用額（千円）		0				
流用等増△減額（千円）		0				
歳出予算現額（千円）	0	7,529,990,972				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）		7,522,291,092				
翌年度繰越額（千円）		4,309,169				
不用額（千円）	0	3,390,711				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進するためには、引き続き現在の施策目標である「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」が不可欠であると考えられるため、見直しを行わず引き続き実施する。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	見直しを行わず引き続き実施する。					

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：保険局総務課

政策名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	番号	I-10-1
政策の概要	国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとする		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 急速な高齢化等による医療費の増加や所得が伸びない状況等により医療保険財政を取り巻く環境は今後とも厳しいものになるものと考えられる。 このような中で、国民皆保険を堅持しつつ、持続可能で安定的な医療保険制度を構築していくため、平成18年の医療保険制度改革において、都道府県での保険者の再編・統合、新たな高齢者医療制度の創設、医療費適正化にむけた総合的な取り組みの推進等の改革を実施したところである。 保険者の都道府県単位での再編・統合は、医療保険財政の安定や地域の実情に応じた保健事業の実施など保険者機能の発揮に資するものであり、引き続き推進していく必要がある。 また、医療費の適正化に向けた取組として、平成20年度からの5ヵ年計画である医療費適正化計画に基づき、保険者を中心とした生活習慣病対策や平均在院日数短縮に向けた取組などを推進していくこととしているが、医療費が増大し続ける中で、医療保険制度を持続可能なものとするためには、中長期的に医療費の伸びを適正なものとしていくこうした取組はとりわけ重要であると考えている。 （必要性） 我が国は、国民皆保険のもと、すべての国民が公的医療保険制度に加入し、一定の自己負担で、適切な医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきたところである。 一方、急速な少子高齢化の進展等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療費の増大が避けられない状況の下、医療保険財政は厳しい状況が続いており、人口構造の変化に対応した持続可能なシステムを構築し、国民皆保険制度を堅持していくために、各制度や施策の円滑な運営に努めつつ、医療保険財政の安定化のための取組を進めていく必要がある。 こうした中、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするため、平成15年3月に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」に基づいて医療保険制度改革を行うこととし、これを踏まえ、平成17年12月に政府・与党医療改革協議会において「医療制度改革大綱」が決定された。本大綱の内容に沿った改革を実現するため、平成18年には、通常国会において「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）」が成立し、平成20年度において、医療費適正化計画の策定が開始するなど、本格的に施行されたところである。 （効率性） ・健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が効率的に実施されていると評価できる。国民健康保険の保険料収納率については、平成17年度以降上昇傾向にあるが、これは平成17年2月に厚生労働省が「収納対策緊急プラン」の策定による収納努力を喚起したことを契機に、各保険者等が収納率向上に向けた取組を行っている効果等が現れているものと考えられ、効率的な事業の実施がなされたものと評価できる。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(有効性)

・健康保険組合の平成19年度決算見込みの経常収支状況を見ると、健康保険組合の財政状況は厳しくなりつつあるものの、全体としては、依然として収支は599億円の黒字で積立金も増加していること、一人当たりの総報酬が平成18年度の約36万9千円から約37万円に増加していること及び保険料率が75%未満の組合が半数以上であることから、安定的に運営されていると評価できる。しかし、平成20、21年度の健保組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政状況は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要がある。

・政府管掌健康保険については、国が自ら運営し、全国一本の保険料率が適用されてきたため、地域の実情に応じた保健事業を実施するなどの保険者機能の発揮が十分ではないことや、地域の取組や努力によって医療費が下がっても保険料率に反映されないことなどの問題が指摘されてきたところである。

このため、2008年10月に国とは切り離れた公法人である全国健康保険協会（協会けんぽ）が保険者として設立された。協会けんぽにおいては、都道府県ごとに協会の支部を設置し、地域の医療費を反映した都道府県単位の保険料率を設定するなど、都道府県の財政運営を基本とすることとした。これにより、各都道府県支部が地域の実情に応じた保健事業などの保険者機能を発揮しやすくなり、財政運営の安定化にも寄与するものとなったと評価できる。

・国民健康保険は、中年や無職者が多いといった構造的な課題を抱えており、近年赤字保険者の割合も19年度でみると7割に達している。このため、他の保険者と比較して高い国庫負担、高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業などの財政基盤強化策を講じることにより、財政運営の安定化を図っているところである。

(反映の方向性)

安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進するためには、引き続き現在の施策目標である「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」が不可欠であると考えられるため、見直しを行わず引き続き実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること。	各医療保険制度別における決算での総収支差がある保険者数の割合	%	—				—	達成目標 前年度以下であること。 指標の設定根拠 保険者の財政状況が制度運営に影響するため。
	健康保険組合（経常収支）			32.6	44.8	集計中		
	市町村国保・国保組合			52.3	71.1	集計中		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	—		
	—		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること		評価方式	モニタリング	番号	I-10-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）		53,674,101	48,781,836	46,213,095		
（ 補 正 後 ）		38,428,016	49,669,836			
前年度繰越額（千円）		0				
予備費使用額（千円）		0				
流用等増△減額（千円）		0				
歳出予算現額（千円）	0 <0>	38,428,016 <0>				
支出済歳出額（千円）		13,888,196				
翌年度繰越額（千円）		0				
不用額（千円）	0 <0>	24,539,820 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	—					

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：保険局総務課

政策名	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること		番号	I-10-2		
政策の概要	特定健康診査・特定保健指導等の実施を通じた生活習慣病対策、医療機能の連携の推進等による平均在院日数の短縮を推進					
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】					
	(総合的評価)					
	—					
	(必要性)					
	—					
	(効率性)					
	—					
	(有効性)					
	—					
	(反映の方向性)					
—						
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 20年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の数 (単位:人) (前年度以下(平成24年度において平成20年度と比べて10%以上減少)/毎年度)	人	—	集計中	—	達成目標 前年度以下であること。
	平均在院日数の全国平均と最短期の差(単位:日)(前年度以下(平成24年度において平成18年10月と比べて1/3)短縮する)/毎年度)	日	—	集計中	—	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)		
	—					
	—					

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること		評価方式	総合・ 実績 ・事業	番号	I-11-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	4,002,214	2,757,676	2,175,616	6,659,540		
	及び1,800,000の内数	及び1,700,000の内数	及び735,000の内数	及び1,229,326の内数		
（ 補 正 後 ）	2,770,691	5,739,369	—			
	及び1,012,114の内数	及び1,381,197の内数	—			
前年度繰越額（千円）	22,394の内数	2,618の内数				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）	△31,806の内数	△7,548の内数				
歳出予算現額（千円）	2,770,691	5,739,369				
	及び1,002,702の内数	及び1,376,267の内数				
支出済歳出額（千円）	—	2,897,582				
	及び832,974の内数	及び251,181の内数				
翌年度繰越額（千円）	2,618の内数	1,851,507				
		及び180,430の内数				
不用額（千円）	—	990,280				
	167,110の内数	及び944,656の内数				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることを目標とする。 市町村保健師数の推移を目標達成の指標とする。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図るため予算要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること					番号	I-11-1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	地域保健対策費	保健所の地域保健活動の推進等に必要な経費		2,085,591	6,571,749	
	A	2	一般	厚生労働本省	地域保健対策費	地域における保健医療体制の確保に必要な経費		90,025	87,791	
	A	3	一般	厚生労働本省	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備に必要な経費		735,000の内数	1,229,326の内数	
	A	4								
	小計							2,175,616 及び735,000 の内数	6,659,540 及び1,229,326 の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1						< >	< >	
	C	2						< >	< >	
	C	3						< >	< >	
	C	4						< >	< >	
	小計							の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1						< >	< >	
	D	2						< >	< >	
	D	3						< >	< >	
	D	4						< >	< >	
	小計							の内数	の内数	
合計							2,175,616 及び735,000 の内数	6,659,540 及び1,229,326 の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：健康局総務課保健指導室

政策名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	番号	I-11-1																																					
政策の概要	地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るため、保健師など専門技術職員の確保や地域の健康問題に的確に対応できるよう研修等を開催し、地域保健従事者の資質の向上を図る。																																							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 保健師未設置又は1人設置市町村は年々解消する傾向にある等、保健師等の専門職の計画的な動員により地域保健従事者の確保が進展していると評価できる。また、研修等により地域保健従事者の人材育成が進んでおり、地域住民の健康の保持、増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保が着実に図られていると評価できる。 （必要性） 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進するため、地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図る必要がある。 （効率性） 地方自治体において指導的立場にある保健師が、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力の向上に資するための研修会を開催することが、効率性の観点から適当である。 （有効性） 地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図るためには、生活習慣病予防や児童虐待の予防の新たな健康課題に対し、保健師中央会議などにより、的確に対応できる保健活動の体制強化を図ることが有効である。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">目標値 (年)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr> <tr> <th>17年</th><th>18年</th><th>19年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度以上</td><td>市町村保健師数</td><td>人</td><td>—</td><td>20,839</td><td>20,082</td><td>20,087</td><td>毎年度</td><td rowspan="3">市町村保健師の業務量の増加に対し、人員は不足している状況であることから、市町村保健師の人員確保を目標としている。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年	18年	19年	前年度以上	市町村保健師数	人	—	20,839	20,082	20,087	毎年度	市町村保健師の業務量の増加に対し、人員は不足している状況であることから、市町村保健師の人員確保を目標としている。																
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																										
				17年	18年	19年																																		
前年度以上	市町村保健師数	人	—	20,839	20,082	20,087	毎年度	市町村保健師の業務量の増加に対し、人員は不足している状況であることから、市町村保健師の人員確保を目標としている。																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																					

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること		評価方式	総合 実績 ・事業	番号	I-11-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	9,866,377	17,355,360	17,072,583	28,232,700		
	及び249,072の内数	及び256,378の内数	及び250,550の内数	及び251,128の内数		
（ 補 正 後 ）	9,890,606	16,560,662	39,491,806			
	及び249,072の内数	及び256,378の内数	及び250,550の内数			
前年度繰越額（千円）	0	1,394,684				
	-	-				
予備費使用額（千円）	0	0				
	-	-				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	-	-				
歳出予算現額（千円）	9,890,606	17,955,346				
	及び249,072の内数	及び256,378の内数				
支出済歳出額（千円）	-	12,456,406				
	及び241,749の内数	及び242,493の内数				
翌年度繰越額（千円）	1,394,684	1,362,981				
	-	-				
不用額（千円）	-	4,135,959				
	及び7,323の内数	及び13,885の内数				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙（19-4）参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	別紙（19-4）参照					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、必要な予算を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること。					番号	I-11-2		(千円)
対応表において●となっているもの	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
	A	1	一般	厚生労働本省	健康増進対策費	健康増進対策に必要な経費	13,739,692	24,319,539	
	A	2	一般	厚生労働本省	健康増進対策費	健康増進に必要な経費	3,332,891	3,913,161	
	A	3	一般	地方厚生局	医師等国家試験実施費	医師等国家試験実施に必要な経費	250,550の内数	251,128の内数	
						</			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期:平成21年8月 担当部局名:健康局総務課生活習慣病対策室・がん対策推進室

政策名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	番号	I－11－2																																																													
政策の概要	すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。（平成20年度は以下追加:また、がんによる死亡者の減少を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法に基づく「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定）等により、がん対策を総合的かつ計画的に推進するものである。）																																																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 生活習慣病対策を一層推進するため、平成20年度から、健やか生活習慣国民運動や特定健康診査・特定保健指導などの新たな取組を開始したところである。これらの取組は、まだ緒に就いたばかりであり、引き続き推進していくとともに、既存の事業についても実施状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら実施していく。 （必要性） 我が国では、近年、急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しており、これら生活習慣病に係る医療費は、国民医療費の約3割となっていることから、疾病の一次予防に重点を置いた施策により、地域の住民の健康づくりを効果的に推進することが重要である。 特に、がんは、我が国において昭和56年から死因の第1位であり、がん対策基本法及び同法に基づくがん対策推進基本計画により、「がんによる死亡者数の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を目指し、専門医等の育成を含めた放射線療法及び化学療法の推進などに取り組むことが重要である。 （効率性） 生活習慣病対策を効率的に実施する上で重要なことは、地域の実情に応じた対策を講じること、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせることである。そのため、「食事バランスガイド」「エクササイズガイド」「禁煙支援マニュアル」といった最新の科学的知見に基づき作成したツールを各都道府県等に提供し、各都道府県等が事業を立案する上での参考にしてもらうとともに、メタボリックシンドローム予防戦略事業やたばこ対策促進事業により各自治体の取組を支援するなど、地域の実情に応じた対策が実施できる体制を整備している。また、平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせた生活習慣病対策を実施している。 さらに、がん対策を効率的に推進するためには、その先導役としてがん診療連携拠点病院における昨日の一層の強化や、都道府県において「都道府県がん対策推進計画」に基づき、地域の特性等に応じた施策を実施する必要がある。そのため、がん診療連携拠点病院機能強化事業により、拠点病院においてがん医療従事者への研修、がん患者等への相談支援等を実施するとともに、がん対策推進特別事業（平成20年度で終了）により、地域の特性に応じた事業への支援などの対策を推進している。 （有効性） 平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」（厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会）によると、健康づくりに関する各種の指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことや、都道府県や使用村において健康増進計画の策定が進んできたことにより、脂肪エネルギー比率や女性の肥満者の割合の増加に歯止めがかかっている一方で、男性の肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時の値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの取組状況が全体として必ずしも十分ではない点が見られると評価できる。 また、がんの年齢調整死亡率については、年々減少しているところである。 （反映の方向性） 見直しは行わず、引き続き実施していくこととしている。																																																															
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																															
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="4">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="4">メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備軍(40歳～74歳)の減少率</td><td>特定健康診査</td><td rowspan="2">%</td><td rowspan="4"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">(10%以上/2012年)かつ(前年度以上/平成20年度)</td><td rowspan="4">特定健康診査は、平成20年度から新たに実施されており、現在平成20年度の数値を集計中である。公表予定は、平成21年11月頃。</td></tr><tr><td>男性</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>集計中</td></tr><tr><td>女性</td><td></td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>集計中</td></tr><tr><td></td><td></td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>集計中</td></tr><tr><td>糖尿病有病者数</td><td>国民健康・栄養調査</td><td>万人</td><td></td><td>－</td><td>820</td><td>890</td><td>集計中</td><td>(1,000万人/2010年)かつ(前年度以下/平成20年度)</td><td>平成20年度の数値については、現在集計中であり、公表時期は未定。</td></tr><tr><td>がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少</td><td>人口動態統計に基づき、がん対策情報センターが算出</td><td>人口10万対</td><td></td><td>92.4</td><td>90.0</td><td>88.5</td><td>集計中</td><td>(20%/平成28年度)かつ(前年度同程度/平成20年度)</td><td>平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成21年度を目途に公表予定。</td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値				目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	20年度	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備軍(40歳～74歳)の減少率	特定健康診査	%						(10%以上/2012年)かつ(前年度以上/平成20年度)	特定健康診査は、平成20年度から新たに実施されており、現在平成20年度の数値を集計中である。公表予定は、平成21年11月頃。	男性	－	－	－	集計中	女性		－	－	－	集計中			－	－	－	集計中	糖尿病有病者数	国民健康・栄養調査	万人		－	820	890	集計中	(1,000万人/2010年)かつ(前年度以下/平成20年度)	平成20年度の数値については、現在集計中であり、公表時期は未定。	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少	人口動態統計に基づき、がん対策情報センターが算出	人口10万対		92.4	90.0	88.5	集計中	(20%/平成28年度)かつ(前年度同程度/平成20年度)	平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成21年度を目途に公表予定。
	達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																	
				17年度	18年度	19年度	20年度																																																									
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備軍(40歳～74歳)の減少率	特定健康診査	%						(10%以上/2012年)かつ(前年度以上/平成20年度)	特定健康診査は、平成20年度から新たに実施されており、現在平成20年度の数値を集計中である。公表予定は、平成21年11月頃。																																																							
	男性			－	－	－	集計中																																																									
	女性			－	－	－	集計中																																																									
				－	－	－	集計中																																																									
糖尿病有病者数	国民健康・栄養調査	万人		－	820	890	集計中	(1,000万人/2010年)かつ(前年度以下/平成20年度)	平成20年度の数値については、現在集計中であり、公表時期は未定。																																																							
がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少	人口動態統計に基づき、がん対策情報センターが算出	人口10万対		92.4	90.0	88.5	集計中	(20%/平成28年度)かつ(前年度同程度/平成20年度)	平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成21年度を目途に公表予定。																																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																													
	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月18日	「やさしく、しかも効率的な医療・介護サービスを実現する「健康長寿」。」（抜粋）																																																													
	「経済財政改革の基本方針2008」（閣議決定）	平成20年6月27日	（抜粋）「がん対策推進基本計画」に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。																																																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I - 1 2 - 1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	321,323	281,919	271,979	218,838		
（ 補 正 後 ）	321,323	281,919	271,979			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	321,323 <0>	281,919 <0>				
支出済歳出額（千円）	352,666	99,677				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	-31,343 <0>	182,242 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	【達成すべき目標】 - 健康危機管理調整会議の定期開催件数 - 健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率 - 健康危機管理保健所長等研修の受講者の理解度向上における割合 【目標の達成度合いの測定方法】 - 月2回開催 - 出席率前年度以上 - 理解度向上の割合前年度以上					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	平成18年度実績評価において「国及び地域における健康危機管理体制の確立に向けて、円滑な情報交換、人材育成が着実になされていることから、施策目標の達成に向けて進展している。」と評価されており、平成21年度についても、現在取り組んでいる施策を引き続き実施していくよう要求している。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成18年度実績評価において「国及び地域における健康危機管理体制の確立に向けて、円滑な情報交換、人材育成が着実になされていることから、施策目標の達成に向けて進展している。」と評価されており、平成21年度についても、現在取り組んでいる施策を引き続き実施していくよう要求している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること					番号	I－12－1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	健康危機管理推進費	健康危機管理の推進に必要な経費	63,159	50,357	
	小計						63,159	50,357	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	健康危機管理推進費	健康危機管理の推進に必要な経費	10,521	8,351	
	B	2	一般	厚生労働本省	健康危機管理推進費	保健所の地域健康危機管理活動の推進に必要な経費	198,299	160,130	
	B	3							
	B	4							
	小計						208,820	168,481	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計								
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
合計						271,979	218,838		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月

担当部局名:大臣官房厚生科学課

政策名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること		番号	I-12-1					
政策の概要	公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的として、厚生労働省及び地域における健康危機管理体制を整備する。								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	(総合的評価)								
	国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対処するためには、国や地域における円滑な情報交換、保健従事者の人材育成などが重要である。平成18年度に実施した健康危機管理調整会議、健康危機管理保健所長等研修などの実施状況をみると、国及び地域における健康危機管理体制の確立に向けて、円滑な情報交換、人材育成が着実になされていることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。								
	(必要性)								
	すべての国民の生命や健康の安全を守るために、感染症、食中毒、医薬品や飲料水その他何らかの原因により生じる事態に対して、生物・化学テロへの対応を含めた、迅速かつ適切な対応が強く求められており、このような緊急事態に対して的確に対応するため、省内一体となった危機管理体制を整備する必要がある。 また、人口の高齢化や地方分権等が急速に進行する中で、地域においては、新型インフルエンザや自然災害等の健康危機事例の発生等の新たな課題に取り組む必要がある。								
	(効率性)								
	医薬品、食中毒、感染症、飲料水による健康被害など、各部局にわたる健康危機管理業務を適切に実施するためには、関係部局をあらかじめ明確にし、その担当官等による会議を定期及び随時に開催することが、効率性及び迅速性の観点から適当である。 また、地域における健康危機管理体制の整備を推進するためには、危機管理に関する情報収集、健康危機管理を担う人材育成が重要であることから、健康危機管理情報支援システムによる情報提供、保健所等の職員を対象として研修を実施することが、効率性の観点から適当である。								
	(有効性)								
	厚生労働省における健康危機管理の組織体制については、厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令等に基づき、公衆衛生上の緊急事態等に迅速かつ適切に対処することができるよう、関係部局による健康危機管理調整会議及び幹事会を組織し、月1回ずつ定期的に開催するとともに、必要に応じて随時に開催して、関係部局を明確にしつつ必要な情報交換を行っており、公衆衛生上の緊急事態等に迅速かつ適切に対処する組織体制が整備されてきている。 地域における健康危機管理体制については、保健所をはじめとする地域保健の第一線の機関における人材の資質向上など、その体制整備が進められている。また、平成21年度に発生した新型インフルエンザについては、健康危機管理情報支援システムにより情報を提供することで、アクセス件数は1ヶ月で約10万件弱達成したところである。								
	(反映の方向性)								
施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。									
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】									
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方 測定結果
	健康危機管理体制を整備すること	健康危機管理調整会議の定期開催	回	月2回					円滑な情報交換など、平常時からの必要な健康危機管理体制が採られているかどうかを判断できる指標である。 平成20年度においては、目標値を達成したところである。
			毎年度	24	24	24	24		
		健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率	%	前年度以上	95	100	100	100	健康危機管理に関する人材育成について、地域における健康危機管理体制の整備状況を判断できる指標である。 平成20年度においては、健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率については、目標値を達成したところである。健康危機管理保健所長等研修の受講者の理解度向上における割合が目標値を達成していない理由は、専門性の高い科目が含まれており、理解に必要な講義時間が不足していたためである。
			20年度・21年度						
		健康危機管理保健所長等研修の受講者の理解度向上における割合	%	前年度以上	-	67	64	100	
			20年度・21年度						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)				